

その他の分野

これまでの取組

- 事務処理期間を15日間短縮(従前28日→移行後13日 制度実施後平均)
- ·農地流動化の促進 97件(平成26年10月~平成28年8月実績)
- ・農家とみなす農地所有面積(下限面積)を10aに引き下げ

実績2:農業生産法人の要件緩和(役員要件)

- └└>法人の農作業に従事する役員が1人でもいれば、農業生産法人とみなされる。
- ·特例農業法人の設立 11社(うち9事業者が市外からの参入)
- ·特区事業者による営農状況 約15.7ha(平成28年8月末時点)
 - └─>うち従前が未作付地・耕作放棄地の農地は59%(約9.3ha)

実績3:農業への信用保証制度

- └┴〉農業資金でも信用保証協会の保証を受けられるようになった。
- 7件、約101,000万円の実績
 - □ 設備資金・運転資金として6次産業化や企業の農業参入を促進。

実績4:多様な規制緩和の実現

- ◆旅館業法施行規則の要件緩和□□>歴史的建築物を宿泊施設とする事業において、フロントの設置を緩和。 □>古民家が旅館「大屋大杉」として再生(平成27年10月にオープン)
- ◆シルバー人材センター会員の就業時間の要件緩和□→ 派遣事業について、週40時間までの就業が可能。
 - └└>規制緩和済(平成28年4月より全国展開)
- ◆インターネットによる酒類販売の要件緩和 □ 第2次国家戦略特区の提案募集に養父市内の業者が提案。 □ 全国規模の規制緩和として実現(平成27年3月に通達一部改正)

中山間農業を守るために

国家戦略特区法 第18条の活用

喫緊の課題である<u>担い手不足や耕作放棄地の解消を図ろうとする国家戦略特区</u>において、農地を取得して農業経営を行おうとする「<u>農地所有適格法人以外の法人</u>」について<u>一定の要件を満たす場合</u>には、農地の取得を認める特例を今後<u>5年間の時限措置</u>として設ける。

要件

契約

農地の不適正な利用の際、地方公共団体へ所有権を移転する旨の書面契約を締結すること

役員

業務執行役員のうち1人以上 が耕作等に従事すると認めら れること

理由の記載

区域計画に法人名と農地 取得理由を記載すること

役 割

地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に 継続的かつ安定的に農業経営 を行うと見込まれること



平成28年2月5日の諮問会議に て議論が本格化!

企業が農地を所有し営農が可能に!

- 〇所有権が持っている全面的機能を活用した営農が可能に
- 〇長期的・安定的に地域に根付いた事業展開が可能に

9月1日 政令指定 全国唯一!

「養父市創生総合戦略」の実現に向けて

総合戦略の副題

"農"が拓く養父(やぶ)の未来

若者と女性が活躍する豊かな"やぶぐらし"創造への挑戦

主人公「人」

多面的機能「農」

やぶぐらし

